

## 西区区民交流スペース利用要綱

### (設置)

第1条 西区役所に区民交流スペース（以下、「交流スペース」という）を設置する。

### (目的)

第2条 交流スペースは、西区民のまちづくり活動、地域コミュニティ活動並びに生涯学習活動を支援し、これらに関する区民の情報交流や情報発信並びに学習の場を提供することを目的とする。

### (施設内容)

第3条 交流スペースには、第2条の目的に合った事業の活動状況の発表や作品の展示を行う展示スペースとそれら事業に関する意見交換や講座などを行うミーティングスペースを設置する。

### (利用要件)

第4条 交流スペースは、第2条の目的を達成するため次の利用に対して使用を認める。

- ① 西区のまちづくり活動に関する情報の発信並びに意見交換
- ② 西区の地域コミュニティ活動に関する情報の発信並びに意見交換
- ③ 西区の生涯学習活動に関する情報の発信並びに意見交換

### (開設時間)

第5条 交流スペースの利用時間帯は、原則として区役所が開庁する平日の午前9時から午後5時30分とする。ただし、利用に際して区役所職員が同席するなど、施設管理上に問題がない場合にはこの限りではない。

### (利用登録)

第6条 交流スペースを利用する団体等は利用登録申請書（別紙様式1）を提出し、あらかじめ利用登録について区長の許可を得なければならない。

(使用申請)

第7条 登録された団体等が交流スペースを利用する場合は使用申請書（別紙様式2または3）を提出し、区長の使用許可を得なければならない。

2 展示スペースとミーティングスペースの利用については次のとおりとする。ただし区長が必要と認める大阪市・西区役所の業務での利用についてはこの限りではない。

- ① 展示スペース 最長1ヶ月を単位とし、先着順で利用開始日の2ヶ月前から前日の間の平日に受け付ける。
- ② ミーティングスペース 最長1日を単位とし、先着順で利用日の2ヶ月前から当日までの間の平日に受け付ける。原則として1団体につき月3回の利用を上限とする。

3 同一申請日に使用申請が重複した場合は、抽選により使用団体を定める。

(登録・利用の取消、退去)

第8条 次の各号に該当するときは交流スペースの登録または利用を取り消し、退去を命ずることができる。

- ① 公安または秩序を害するおそれがあるとき
- ② 建物または附属施設を損傷するおそれがあるとき
- ③ 管理上支障があるとき
- ④ 営利行為、政治行為、宗教行為の使用であると認めるとき
- ⑤ 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき
- ⑥ その他施設管理者が不相当と認めるとき

(使用料)

第9条 交流スペース利用にかかる使用料は徴しない。

附 則 この要綱は平成21年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成23年4月1日から施行する。